

あまがさき環境教育プログラム実施等業務委託仕様書

あまがさき環境教育プログラム事業業務委託（以下「委託業務」という。）については、契約書、その他別に定めるものを除くほか、この仕様書に定めるところによる。

1 委託業務名

あまがさき環境教育プログラム実施等業務

2 委託業務目的

本市を取り巻く環境問題について、小学生一人ひとりが自分で考え、行動していくことを促していくため、本市が経験した公害問題解決への取組から環境モデル都市へのあゆみ、これからの脱炭素社会や循環型社会、自然共生社会の構築などに向けた取組について学ぶことのできる小学校向け環境教育プログラムを実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 委託業務内容

受託者は、次に掲げる委託業務を担うこととし、業務の遂行にあたっては、尼崎市（以下、市とする）、受託者、双方が協議の上、質の高い成果が得られるよう努めるものとする。

(1) 校内学習プログラムの実施

本市の指定するプログラムを以下のとおり運営する。（付帯する事務の実施も含む。）

項目		実施予定回数
プログラムの実施 (単価契約)	ア 事前打ち合わせ・問い合わせ相談対応業務	60回
	イ 講座の実施	140回
	いろいろな生きものについて考えよう	
	尼崎の歴史から学ぼう ～公害から環境モデル都市へ～	
	ふせごう、止めよう、地球温暖化 身近な「ごみ」について考えよう	
ウ 提出課題の添削・集計	140回	
運営 (総価契約)	エ～カ プログラム内容検証等業務	—
	キ 講座実施者やボランティアスタッフの養成	—

ア 事前打ち合わせ・問い合わせ相談対応業務

- ・令和8年度実施予定校数である42校での講座実施に向け、学校の状況・要望等を把握し、十分に打ち合わせをすること。

イ 講座の実施

- ・講座の内容は、概ね小学校4年生以上が理解できるものとする。
- ・テキストは市が指定したものを使用すること。
- ・小学校の授業において実施するため、一回あたりの所要時間は概ね45分以内（以下「授業時間」と略す。）とする。ただし、各学校の授業時間に合わせることを。
- ・社会見学等と併せた実施も可能とするなど、学校等が希望する授業時間や場所に合わせて可変的な講座も実施できるようにすること。

- ・講座の実施に際して使用する教材については、必要な部数を準備すること。
(市が指定するテキストの印刷仕様及び必要部数：カラーA4 中綴じ冊子、40 p
フルカラー、上質再生紙 110 k g、3,000 部程度)

- ・市が提供する資材を可能な限り使用すること。

- ・そのほか、講座で使用する資材については、事前に市の承認を得ること。

ウ 提出課題の添削及び集計の実施

エ 講座実施者用マニュアルの作成・改善

すべてのプログラムについて、講座実施者用マニュアルの作成や改善を行うこと。

オ プログラム実施の評価

実施したプログラムについて、評価手法を作成し、それに基づいて実施効果
を評価すること。

カ 検証及び修正

プログラムの内容について、契約期間中に実施した講座等から、課題の抽出、
検証を行い、市と相談の上、必要に応じて修正等を行うことでブラッシュアッ
プを行うこと。

キ 講座実施者やボランティアスタッフの養成

プログラム実施にあたり、地域住民にも環境意識の拡大を図るため、尼崎市
民を中心とした幅広い世代に向け、必要に応じて養成講座を実施し、講座実施
者やボランティアスタッフを養成すること。

基礎数値

①令和 8 年度実施予定校数：42

②尼崎市の小学校 1 校 1 学年当たりの平均クラス数：2.7 クラス

③複数学年または同学年複数講座の実施*：10 授業

*令和 7 年度講座実施時のヒアリングより

令和 8 年度授業実施回数を目安 $① \times ② + ③ \times ② = 140$ 回

最終目標校数：42 校

尼崎市の小学校 1 校 1 学年 1 学級あたりの平均在籍人数：25.4 人

(2) 校外学習プログラムの周知及び問い合わせ相談対応業務

「尼崎運河環境体験学習」(以下、「校外学習プログラム」)に係る以下の業務を
実施する。

なお、受託者は下記業務を行うにあたり、可能な範囲で実施現場の状況把握や関
係団体との情報共有・意見交換等、円滑な連携に資する取組を行うことが望ましい。

項目		実施予定回数
単 価 契 約	ア 校外学習プログラムの周知 (ヒアリングを含む)	
	① 運河学習の体験可能性が高い小学校への周知	6 回
	② ①以外の市内小学校への周知	36 回
	③ 説明資料の作成・改訂	4 回 (初版作成 1 回、 改訂 3 回)
	イ 問い合わせ相談対応業務	
	学校からの問い合わせ相談の対応及び回答等	6 回

ア 校外学習プログラムの周知（ヒアリングを含む）

① 運河学習の体験可能性が高い小学校への周知

体験可能性の高い学校に対し、校外学習プログラムの具体的な導入を促進することを目的とする。

- ・対象：公共交通機関を利用し、現地での学習が可能と見込まれる小学校（わかば西、大庄、成徳、明城、浦風、杭瀬）
- ・実施方法：訪問、オンライン、電話等により実施する。（学校の負担軽減に配慮すること。）
- ・説明対象（目安）：教頭、学年主任、環境学習担当者 等
- ・説明項目：以下の項目を説明すること
 - a. プログラム概要（学習内容、対象学年の目安、所要時間）
 - b. 実施までの手順（申込～当日までの流れ）
 - c. 実施場所・移動手段（公共交通機関の利用等）
 - d. 実施可否の条件、懸念点、課題等 ※「ヒアリング項目」参照

② ①以外の小学校への周知

校外学習プログラムの認知度を把握するとともに、課題や要望を収集し、今後の展開に活用することを目的とする。必要に応じて運河学習プログラムの概要や事例を紹介し、実施に向けた関心度を把握すること。

- ・対象：①以外の小学校（36校）
- ・実施方法：訪問、オンライン、電話等により実施する。（校内学習プログラム実施時の機会を活用して実施することを可とする。）
- ・調査項目：実施可否の条件、懸念点、課題 等 ※「ヒアリング項目」参照

③ 説明資料の作成・改訂

学校関係者に対し、広く校外学習プログラムの内容を伝え、関心を高めることを目的として、周知に使用する説明資料を作成すること。

- ・実施内容：校長会、教頭会等の会議、その他の周知機会配布又は提示することを想定した説明資料を作成し、市の要請に基づき改訂すること。
- ・成果物：説明資料一式（Word データ）
- ・作成（初版）：校外学習プログラムの概要、実施までの流れ、対象学年の目安、所要時間、移動手段、留意事項等を整理した周知資料を作成し、市へ提出すること。
- ・改訂（修正）：市の要請に基づき、周知資料の内容を修正し、改訂版として市へ提出すること。

「ヒアリング項目」

1. 認知状況（知っている／知らない）
2. 関心度（以下の区分で整理すること）
 - A：実施を検討中（具体相談・検討段階）
 - B：興味あり（情報希望・検討余地あり）
 - C：現状予定なし
 - D：実施不可（条件面で困難 等）
3. 移動手段・実施条件（公共交通機関の利用可否、引率体制、時間確保 等）
4. 懸念点・課題（安全面、費用負担、スケジュール等）
5. 必要な支援・要望（事前学習資料、関係機関連携、実施上の工夫 等）

イ 問い合わせ相談対応業務

校外学習プログラムの実施を検討する学校からの問い合わせに対し、プログ

ラムの内容説明及び一般的な質問に対する回答を行い、実施検討に必要な対応を行うこと。

- ・対象：校外学習プログラムの実施を検討する学校（情報収集段階を含む）
- ・実施方法：電話、電子メール、オンライン会議又は訪問により実施する。
- ・受託者の役割：学校からの問い合わせに対し、一次案内及び、希望条件等を整理し、速やかに市まで引継ぎを行うこと。（校外学習プログラム実施に係る関係団体、学校との具体的な調整及び最終判断は市が行う。）※別紙1「事務フロー図」のとおり

「回数の定義」

(2) ア①、②及びイにおける「1回」とは、学校等との接触1件（訪問、オンライン会議、電話等）を指し、資料の郵送・配布のみで完結する対応は「1回」に算入しない。

(2) ア③における「1回」とは、周知資料の初版又は改訂版を作成し、市の確認を経て確定したものを指す。

(2) ア①、②及びイについて、1校に対し複数回の周知・問い合わせ相談対応を行う場合であっても、算入は初回のみとする。

5 業務実施計画の作成

委託業務の実施にあたって、講座の実施、市との打合せ、検証及び修正等の年間実施計画（1か年分）を作成すること。

6 業務実施体制の報告

委託業務の業務実施体制、委託業務を担当する者（統括責任者、進行管理者、担当者等）に関する氏名、主な経歴、及び業務の分担内容、並びに委託業務に関する資格を所持する場合はその資格を書面に記載し、契約締結後7日以内に提出すること。

7 実施結果及び成果報告等

受託者は、下記のとおり、委託業務の実施結果及び成果等を市に報告しなければならない。

なお、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について、第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。

(1) 校内学習プログラムの実施

No.	作成・編集・印刷する物品	数量	提出時期
1	実施状況報告書 (4 (1) ア～エ、キに係るもの)	1部	年4回※
2	講座実施の評価結果報告書 (4 (1) オに係るもの)	1部	年度末
3	検証及び修正結果報告書 (4 (1) カに係るもの)	1部	年度末
4	No. 1～3の電子データ(ai及びPDF)を保存した電子媒体(CD-R等)	1部	年度末

※7月(4～6月分)、10月(7～9月分)、1月(10～12月分)、3月(1～3月分)の4回

(2) 校外学習プログラムの周知及び問い合わせ相談対応業務

No.	作成・編集・印刷する物品	数量	提出時期
1	実施状況報告書 (4(2)ア、イに係るもの)	1部	年4回※
2	問い合わせ相談対応記録 (4(2)イに係るもの)	1部	実施毎
3	No.1~2の電子データ(ai及びPDF)を保存した電子媒体(CD-R等)	1部	年度末

※7月(4~6月分)、10月(7~9月分)、1月(10~12月分)、3月(1~3月分)の4回

8 成果及び権利の帰属・譲渡等

得られた成果及び権利については、市に帰属する。但し、市及び受託者で協議の上、受託者がこの成果を他で使用することを決定する場合はこの限りでない。

9 委託料の支払条件

「4 委託業務内容」のうち、校内学習プログラムの項目ア~ウ及び校外学習プログラムの項目ア~イを単価契約とし、校内学習プログラムの項目エ~キを総価契約とする。

(1) 単価契約分

業務実施後、適法な請求を受けた日から30日以内に年4回払。

(消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)

(2) 総価契約分

業務実施後、適法な請求を受けた日から30日以内に年4回均等分割払。

(消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額を4等分した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を1回目支払分に合算する。)

10 遵守事項

委託業務の実施においては下記について遵守すること。

- (1) 市の意図を十分理解して取り組むこと。
- (2) 中立性を常に保持すること。
- (3) 委託業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱いについては、契約書、並びに本仕様書の定めに従うほか、本市の個人情報保護条例に基づき適切な措置を講じなければならない。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、市と綿密な連絡をとり、相互に確認しなければならない。

11 準拠する法令等

本業務実施に当たっては、本仕様書によるほか、下記に示す関連法令及び規程等に準拠して行うものとする。

- (1) 尼崎市財務規則(尼崎市公営企業局会計規程)
- (2) 個人情報保護法等その他関連法令及び条例
- (3) 尼崎市契約規則

12 法律の遵守等

受託者は、契約の履行に当たり、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の

技術を発揮するとともに、市の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり関連する法律等を遵守しなければならない。
なお、これらの諸法規の運用適用は受託者の負担と責任において行う。
- (2) 受託者は、常に中立性を保持しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た事項について、守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を委託者の許可なく使用又は、利用してはならない。

1.3 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により市の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、市に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、市に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

1.4 その他

- (1) 事業実施に当たっては、関連する法令及び実施要領のほか、国が示す実施要領、Q&A等及び市の指示に従いながら進める。
- (2) 市は、事業の実施状況について、報告を求めることができる。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、市と受託者の間で協議のうえ決定するものとする。

以 上

